

年間スケジュールの変更、認定証の有効期間について

令和5年4月19日

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

事務局では、審査作業にかかる時間を長くすることにより、申請者様への確認事項等についても余裕をもって実施できるよう、年間スケジュールの見直しを行いました。令和5年度～令和7年度については、年2回の受付を行います。更新申請者様の認定日を毎年4月1日とします。

なお、9月30日に認定期間をむかえる企業様については、5月～7月中旬の前期分の受付期間に申請いただくことにより、既に認定している期間を3月31日までに延長することとします。

令和8年度からは、更新申請者様は前期に申請を行い、翌年4月1日に認定することとします。新規申請者様は、前期・後期の年二回の受付を従来どおり行います。

年間スケジュールの変更にご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

前期に申し込まれた認定証の有効期間について、当面は以下のとおり取り扱います。

- ・前期に新規申込を行う場合、認定証の有効期間は2年6ヶ月
- ・前期に更新申込を行う場合、認定証の有効期間は3年6ヶ月

また、令和5年度の認定スケジュールについて、前期の申込期間は令和5年5月1日（月）～7月14日（金）、後期の申込期間は10月2日（月）～11月30日（木）とします。



<本件に関する問い合わせ先>

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL : 06-6942-1141 (代)